

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的に企業価値を向上させていくため、経営の効率性を高め、経営の意思決定と業務遂行が適切に行われるよう、監査役会制度及び執行役員制度を採用のもと、経営監督機能の強化と法令遵守（コンプライアンス）体制の充実をはかることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていく所存であります。同時に社会における企業の責務を認識し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応に努めるとともに、顧客・取引先・従業員をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働にも努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)トーハン	2,658,000	36.49
(有)日和エステート	1,707,300	23.44
加藤 和裕	741,700	10.18
三洋堂ホールディングス取引先持株会	220,500	3.02
豊田信用金庫	203,600	2.79
三洋堂ホールディングス従業員持株会	127,089	1.74
加藤憲ホールディングス(株)	70,000	0.96
朝倉 潤真	67,000	0.91
(株)ゲオホールディングス	60,000	0.82
加藤 千恵	35,500	0.48

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社トーハンは、2018年8月14日に当社と資本業務提携契約を締結し、当社が実施した株式の第三者割当の方法により、2018年8月31日付けで当社のその他の関係会社となっており、2020年3月31日現在その所有割合は36.72%となっております。

同社は書籍雑誌等の出版物の卸売業を行っており、当社グループは同社から当該商品の仕入取引を行っているほか、人的関係においても、役員の兼務はありませんが、常勤の取締役1名が株式会社トーハンからの出向を受入れており、非常勤の社外取締役と非常勤の社外監査役の各1名が、株式会社トーハン及びそのグループ企業の従業員と兼務しております。

以上のように、資本、取引、人的関係において緊密な関係にありますが、経営の基本方針及び日常の事業活動については、上場会社として独立性を有するほか、少数株主保護の体制を維持しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉本 香織	他の会社の出身者											
藤崎 恵	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 香織	○	---	杉本香織氏は、企業経営者としての経験と知識、特に消費者動向に関する高い見識を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただきたいため、2018年から社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 同氏は、当社の関係会社、大株主、主要な取引先の出身者等に該当せず、東京証券取引所が定める独立要件を全て充足した、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立性の高い者であると判断したことから、独立役員に指定しております。

藤崎 恵	藤崎恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンのグループ書店事業部に所属しております。株式会社トーハンは、当社グループと取引のある書籍取次会社であります。	藤崎恵氏は、株式会社トーハンのグループ書店事業部に所属し、業界事情に通じていることから、その知識と経験を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただきたいため、2019年から社外取締役として選任させていただいております。
------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人である三優監査法人と定期的な報告会を開催し、監査の計画及び結果の報告並びに意見交換、情報交換を実施しております。また、常勤監査役は、随時必要に応じて会計監査人に意見を求め、監査にあたっております。監査役と内部監査部門である内部監査室との連携については、内部監査室の監査結果を常勤監査役へ適時報告を行っているほか、監査役が出席する取締役会に報告をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森島 康雄	他の会社の出身者													
三上 友美恵	他の会社の出身者							○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

森島 康雄	○	----	森島康雄氏は、株式会社名古屋証券取引所をはじめその経歴から培われた、コーポレート・ガバナンスと会社経営についての豊富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、2014年から社外監査役として選任しております。 (独立役員指定理由) 同氏は、当社の関係会社、大株主、主要な取引先の出身者等に該当せず、東京証券取引所が定める独立要件を全て充足した、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立性の高い者であると判断したことから、独立役員に指定しております。
三上 友美恵		三上友美恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンの子会社株式会社トーハン・コンサルティングに所属しております。 株式会社トーハンは、当社グループと取引のある書籍取次会社であります。	三上友美恵氏は、書店業界に通じていることから、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、2018年から社外監査役として選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役が業績の向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。ストックオプションの制度はありますが、すべての発行に関して期間満了となり、現在はストックオプションの付与残高はございません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における取締役報酬額は、取締役5名に対し、46,830千円(うち社外取締役2名 2,400千円)です。なお、無報酬の取締役が2名おります。また、監査役報酬額は、監査役2名に対して、5,430千円(うち社外監査役1名 1,200千円)です。なお、無報酬の監査役が1名おります。事業報告及び有価証券報告書に、役員区分の別に、各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、担当部門の業績、貢献度、中長期的な業績の見通し等を総合的に勘案して決定しております。

・取締役

取締役の報酬等は基本報酬及びストック・オプションで構成しており、退職慰労金は支給していません。業務執行取締役の報酬は個人別に基本報酬を毎年定めており、非業務執行取締役の報酬は原則として定額の基本報酬であります。なお、報酬限度額は、2000年11月24日開催の第23回定時株主総会において、年額300,000千円（取締役9名以内、ストックオプションを除く）と決議いただいております。また、別枠で、2009年6月24日開催の第32回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内（取締役9名以内）と決議いただいております。

当社の取締役報酬の決定権限を有する者は、年間の報酬総額については取締役会であり、個人別金額については取締役会の委任を受けて報酬総額の範囲内で最高経営責任者 加藤和裕が決定します。個人別の報酬額については、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とし、担当部門の業績等の適切な評価を踏まえ、中長期的な業績の見通し等を総合的に勘案して決定しております。

なお、取締役の年間の報酬総額については、業務執行取締役の協議を経た上で取締役会に答申され、決定するプロセスを経ております。

・監査役

監査役の報酬は定額の基本報酬のみで構成しており、退職慰労金は支給していません。監査役の報酬限度額は、2000年11月24日開催の第23回定時株主総会において、年額30,000千円以内（監査役4名以内）と決議いただいております。報酬総額の範囲において監査役間の協議によって決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の補助は、総務担当部門が担当しております。

社外取締役については、取締役会の上程議案について、十分な議論、審議が行えるよう事前説明を行う体制をとっているほか、求めに応じて情報提供を行う体制をとっております。

社外監査役については、取締役会の上程議案について、事前説明を行う体制をとっております。また、社内監査役とは、必要に応じて意見交換、情報交換を行うほか、監査役会で情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回定例取締役会が開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営上の重要事項の意思決定及び各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保しております。一方で社内取締役と異なる客観的視点を経営に活用するため、独立役員である社外取締役を置いております。

当社の取締役の員数は現在6名で、内2名は社外から選任しております。

取締役会は、代表取締役 加藤和裕、取締役副社長 亀割卓、取締役 伊藤勇、取締役 加藤正康、社外取締役 杉本香織、社外取締役 藤崎恵の6名で構成されており、代表取締役の加藤和裕が議長を務めております。

なお、取締役の任期については1年としております。

(2) 執行役員会

当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会活性化のため、執行役員制度を導入しております。取締役会を「経営の基本方針と戦略の決定及び業務執行の監督機関」と位置付け、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任にあたっています。定例執行役員会が、原則として毎週1回開催されるほか、必要に応じて臨時執行役員会が開催され、対処すべき課題や進むべき方向性などについて意思疎通を図っております。

執行役員の員数は現在9名で、執行役員会は、最高経営責任者兼最高執行役員 加藤和裕、上席執行役員 亀割卓、執行役員 伊藤勇、執行役員 西脇正司、執行役員 廣野達、執行役員 溝口正弘、執行役員 小池健太郎、執行役員 望月康生、執行役員 早稲田譲治の9名で構成されており、最高経営責任者兼最高執行役員 加藤和裕が議長を務めております。

なお、執行役員の任期については1年としております。

(3) 監査役会

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、原則として毎月1回開催されます。各監査役は取締役会に参加しており、客観的な立場から取締役の業務執行状況について常時把握、監査できる体制となっております。各監査役は、「コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関」であるとの認識の下、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役の員数は3名で、内2名は社外から選任しております。監査役会は、常勤監査役 佐々木信生、社外監査役 森島康雄、社外監査役 三上友美恵の3名で構成されており、常勤監査役 佐々木信生が議長を務めております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は現在2名であり、社外監査役は2名であります。

社外取締役杉本香織氏は、企業経営者としての経験と知識、特に消費者動向に関する高い見識を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただきたいため、選任させていただいております。なお、同氏と当社との間には、役員持株会を通じての一部当社株式の取得及び保有を除き、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役藤崎恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンのグループ書店事業部に所属しております。また、株式会社トーハンと2018年8月に締結した資本業務提携契約に基づき、特に業界事情に通じていることから、その知識と経験を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただきたいため、選任させていただいております。なお、当社と株式会社トーハンとの間には人的関係及び資本関係があります。

社外監査役森島康雄氏は、株式会社名古屋証券取引所をはじめその経歴から培われた、コーポレート・ガバナンスと会社経営についての豊富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、選任させていただいております。なお、同氏と当社との間には、役員持株会を通じての一部当社株式の保有を除き、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役三上友美恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンの子会社である株式会社トーハン・コンサルティングの人材サービス事業部に所属し、人材サービスを通じて業界事情に精通していることから、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたい方を選任しております。なお、当社と株式会社トーハンとの間には人的関係及び資本関係があることを除き、当社と株式会社トーハン・コンサルティングとの間には、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割について、社外からの視点及び専門性に基づく見識から監督・監視機能が重要であると考えております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は特設設けておりませんが、会社法や株式会社東京証券取引所の規則等を参考にし、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任しております。なお、杉本香織氏、及び森島康雄氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届出書を提出しております。

また、社外取締役と内部監査部門、監査役や会計監査との相互連携については、内部監査の監査結果及び会計監査の計画並びに監査結果を取締役に報告を行い、適時意見交換を実施しております。

なお、社外監査役については、総務担当部門がその補助を担当し、内部監査部門である内部監査室と適時に意見交換、情報交換を行える体制をとっているほか、監査結果を監査役が出席する取締役会に報告を行うことで監査の実効性を高めています。また、会計監査人との連携については、定期的な報告会を設け、監査の計画及び結果の報告並びに意見交換、情報交換を実施しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的で独立した立場からの経営監視の機能が重要と考えていることから、現在選任している社外取締役2名及び社外監査役2名による監督・監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

(5) 外部機関

当社は、会計監査人として、三優監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法監査及び会社法監査を受けており、各種法令や会計規則などの導入・改正に際しては、適時有用な情報を得ております。なお、会計監査人と当社の間には、特別の利害関係はありません。

また、法律及び法令遵守に関する諸問題に関しては、顧問契約を結んだ弁護士から随時アドバイスを受けられる体制にしております。

(6) 内部監査及び監査役監査の状況

当社では社長直属の内部監査室に1名が配置されており、内部監査計画に基づく業務監査及び会計監査並びに財務報告に係る内部統制監査が実施されております。内部監査は、業務、個人情報の取り扱い及びコンプライアンス状況に関して法令、規程、マニュアルに則って適切に行われているかを重点項目としております。

また、監査結果については、社長及び常勤監査役、執行責任者へ適時報告を行っているほか、監査役が出席する取締役会及び会計監査人に報告しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に監査方針に基づき実態調査を行い、監査を実施しております。監査役は取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。

また、監査役は、会計監査人から監査計画及び監査結果等について説明、報告を受けております。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率性と健全性を高めるため、社外取締役を選任するとともに、監査役制度及び執行役員制度を採用しております。当社の事業の内容や規模に照らし、現行の体制は、監督や監査の独立性とコーポレート・ガバナンスをバランスよく発揮できる体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の予定日にかかわらず独自に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットから議決権が行使できる「スマート行使」を導入しております。スマホからも議決権が行使できます。
その他	招集通知の発送日の5日前に、WEB上での早期開示を当社HP上で実施しております。また、同時に東証のTDnetにも提出しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長が決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報ページにおいて、決算説明会資料のほか、決算短信、適時開示書類、有価証券報告書及び株主総会関連資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「インサイダー取引防止規程」等各種規程を定め、その周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(地球温暖化への取り組み) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」において、年平均1%以上の省エネが努力目標として求められています。 地球温暖化への取り組みとして、当社グループでは「エネルギー管理規程」を制定し、省エネルギー活動に取り組んでおります。 (環境負荷軽減活動) 三洋堂グループでは環境に与える負荷を軽減する事をめざし、容器包装の簡素化・減量化に取り組んでおります。 温室効果ガスの排出削減を目的とした「マイバッグの利用推進活動」の一環として、来店日数に応じてオリジナルエコバッグプレゼントサービスを行いました。また、2020年4月1日よりレジ袋有料化を全店舗にて展開しております。 廃棄物減少への取り組みとして、ダンボールや紙ゴミなどの再生可能品を一般廃棄物から分別しリサイクル資源にまわす活動にも取り組んでおります。 今後も、こうした活動を継続的に推進し、地球環境の維持と資源の有効活用に取り組んでまいります。 また、資源の有効活用とともに貴重な文化を守るために、読み終わった本のリサイクルを行っております。 (CSR活動) 青少年の健全育成及び治安向上の取り組みとして、「全国万引犯罪防止機構」への寄付をおこなっております。そのほか、「読み聞かせ会」の全店舗での実施や、中学・高校生の職場体験学習の受け入れ、名古屋市職員の短期企業派遣研修の受け入れなど、地域社会との交流を積極的に行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備する。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ、法令遵守の行動規範として企業倫理憲章ならびにコンプライアンスに係わる規程を制定するとともに、グループ各社にその徹底を図るため従業員教育を実施する。

ロ、内部監査室をコンプライアンス統括部署として、内部監査室は当社グループ内のコンプライアンス体制、規程等の整備状況を統括・管理し、コンプライアンス状況を監査する。

ハ、当社グループ内の法令違反、不祥事等の企業内自浄能力維持、確保のためにグループ内部通報制度を制定する。

ニ、当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察、顧問弁護士、外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に対する体制

イ、総務担当取締役は、取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

ロ、総務担当取締役は、文書等の記録、管理および保存の方法を、文書管理規程および文書等保存規程に定めるものとする。

ハ、取締役および監査役は常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に対する規程その他の体制

イ、リスク管理規程を制定するとともにリスク管理統括責任者を選任し、当社グループ内のリスク管理体制を整備する。

ロ、当社グループ内のリスク管理の徹底、未然防止を図るために外部のリスク管理の専門家と提携する。

ハ、当社グループ内で不測の事態が発生したときには、社長を本部長とした対策本部を設置し、リスク管理統括責任者と顧問弁護士、外部リスク管理会社等を含んだ体制を組織し、迅速な対応と損害の拡大防止を図る。

ニ、内部監査室は、リスク管理規程に基づき、当社グループ内のリスク管理体制およびリスク管理状況を監査する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、当社グループの取締役、社員等が共有する全体的な方針、目標および次年度予算計画を定め、各部署、各子会社はこれに基づき部署ごと、子会社ごとに目標・計画を策定する。

ロ、毎期末に、向こう3ヶ年の中期経営計画を策定し、翌期末にレビューを行う。

ハ、当社グループの取締役は組織規程、職務権限規程に基づき業務の執行を行い、取締役会は権限委譲および決裁ルールに基づく業務効率化を監視する。

(5) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ、企業倫理憲章ならびにコンプライアンスに係る諸規程に基づくコンプライアンス体制は、子会社を含めた当社グループ全体を対象にする。

ロ、当社は、子会社に対しては独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、子会社から当社への定期的な報告と重要事項についての当社と子会社との協議・決裁を通して適切な経営管理を行う。

ハ、当社の監査役は、会計監査人および内部監査室と密接に連携し、子会社に対して監査を行い、業務の適正を確保する。

ニ、当社の内部監査室は、子会社に対して内部監査を行い、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて適切な人材を配置する。

ロ、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

ハ、当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

イ、当社グループの取締役は、監査役（会）に報告すべき事項を、監査役と協議のうえ、規程として策定する。

ロ、当社グループの取締役および使用人は、取締役または使用人がグループ各社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反する恐れがある場合および会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について監査役へ報告する。

ハ、監査役は、必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役または使用人に報告を求めることができる。

ニ、監査役は、必要と判断したときは、いつでも内部通報窓口への通報状況とその処理の状況について報告を求めることができる。

ホ、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通報する。

ヘ、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、監査役（会）は、取締役会に年に2回以上ヒアリングを行うとともに、定期的に意見交換会を開催し、特に、内部統制システムに関する監査の結果について報告し、必要あるときは内部統制システムの改善を助言または勧告する。

ロ、監査役は、内部監査室と連携を強化し、内部監査室から内部監査の結果について報告を求め、その是正計画に対し助言を行うとともにグループ各社の監査役とも連携を図る。

ハ、監査役は、会計監査人との連携を図り、監査報告書等を通じて内部統制システムの状況を監視し検証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「三洋堂グループ倫理憲章」において、反社会的勢力とは、一切の取引、利益供与を行わない旨を掲げ、取締役及び従業員に周知徹底することによって、社会の安全を脅かし、公共の秩序を乱す、反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

各取引先については、契約時において、外部機関等を利用した与信管理を徹底しております。また、反社会的勢力への対応は総務担当部門を統括部署としており、事案発生時には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

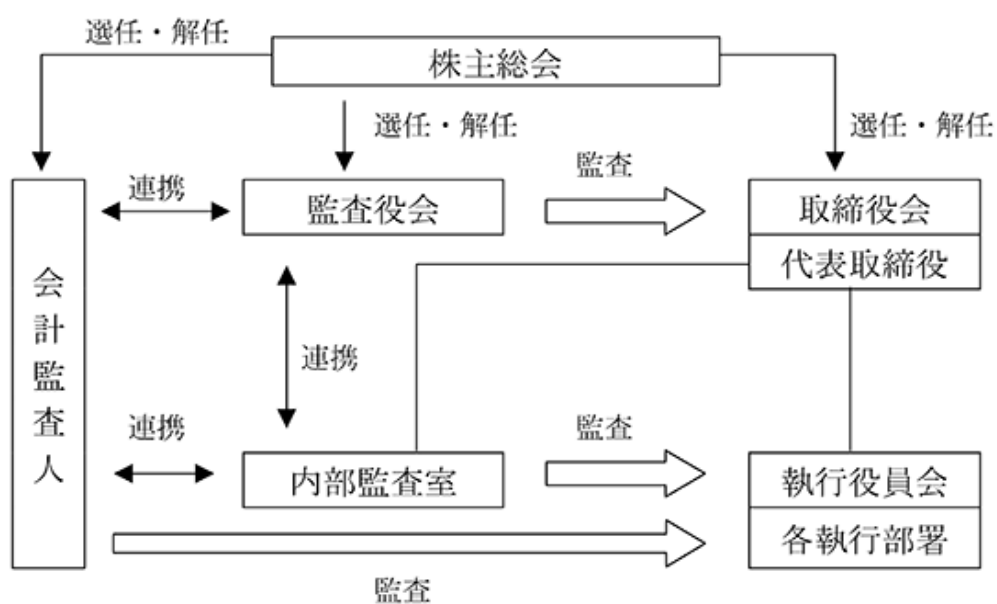
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制

